

総務省

1. 公共調達や公契約における入札要件について

トラック運輸産業で2003年7月に始まった安全性評価事業による安全性優良事業所（Gマーク）認定制度は、「利用者がより安全性の高い事業者を選定しやすくする」ことで、「法を守らない」「事故や違反を繰り返す」「社会保険未加入」など、企業責任を果たさない事業者を業界から合法的に排除する機能も有している。実際に、国土交通省の調査においても、Gマーク取得の有無で、1万台あたりの事故発生・死亡事故件数ともに2倍の開きがある。

各地方公共団体における、入札・契約手続きの総合評価方式の推進は、価格以外の要素を評価することにその意義があるが、Gマーク認定制度の意義も、まさに同一のものである。その制度設計は、各地方公共団体の権限に属するものではあるが、各地方自治体・公共団体からの、公契約条例の制定や公共調達に関する照会に対しては、入札要件または入札時の総合評価方式の落札者決定基準に、Gマークを加えるよう、助言・案内をされたい。

【回答】

公共調達、公契約における地方公共団体の入札契約については、法令に基づき、地方公共団体は、公契約条例の制定や総合評価方式の評価項目の決定にあたっては、各地方公共団体が学識経験者の意見を聞きながら定めるものであり、ご意見は承らせていただく。

2. 各自治体が管理する道路における特殊車両通行申請の共通化について

特殊車両の通行許可は各道路管理者が行うものであるが、地方道における申請の利便化と審査の迅速化のため、国道におけるオンライン申請許可システムと共通運用されるよう各地方公共団体に助言されたい。

【回答】

所管外のため回答なし

3. 海上デジタルディバイドの解消について

船員は地域社会や家族から遠く離れた海上で労働に従事しており、陸上との通信手段の確保は、安全運航に不可欠な情報の取得のみならず、船員の生活環境の改善や福利厚生向上による後継者の確保・育成の面でも極めて重要である。

インターネットなど公衆回線を利用した安価な通信体制や通信速度の増大といったインフラの整備、日本沿岸航行時の携帯電話や地上デジタルテレビ放送の受信における不

感地帯の解消など、船陸間通信を充実させる取り組みを早急に講じられたい。

【回答】

海上における安全・安心の確保や船上での生活環境の充実が船員の確保・育成に不可欠であり、そのためには海上におけるデジタルディバイドの解消が重要と認識している。

海上におけるブロードバンド利用を推進するためには、例えば警察などが現在陸上で使用している画像伝送システムを海上で利用することも有効であるが、総務省としては、その実現に向けた技術的検討を実施するとともに、従来型のインマルサットシステム、衛星携帯電話などのシステムの高速に向けた制度整備を進めているところであり、例えばこの4月にも、インマルサットビーガンシステムが650キロBPS以上に高速化するための制度化をしたところである。

以上のように、総務省としては、海上におけるデジタルディバイドの解消を目的とした新たな無線システム導入のための制度化などの取り組みを進めているところであり、今後もその解消に向けて取り組みを進めてまいりたい。

4. 日本人船員の選挙権行使の担保措置について

現行の洋上投票制度は、日本籍指定船舶のみを対象としており、他にも2人以上の立会人が必要であるなど、制度と船員の労働環境との間に大きな乖離が生じている。乗船中の日本人船員がより確実に選挙権を行使できるよう、積極的な制度改正に取り組まれない。

【回答】

日本籍船の指定船舶のみを対象としている点について、いわゆる連立籍船等の外国籍船舶を対象とすることについて、我が国の主権が原則として、これらの外国籍船舶には及ばないという状況もあり、選挙の公正確保に必要な公選法上の実効性を確保することが難しいといった点から、困難であると考えている。

また、船舶内における不在者投票管理者については、選挙権を有する者を立ち会わせなければならないという状況もあり、日本人が最低3名必要となる。これは、通常の投票または不在者投票と同様に選挙の公正の確保のために、投票事務を管理する投票管理者と、投票が適正に行われているかを監視するための投票立会人のもとで投票が行われることが必要であり、ご理解いただきたい。

【要望】

1. について、これはお願いでございます。入札・契約の部分に関しましては、地方自治体の有識者等々の意見を踏まえてということなので、重々承知をしておりますが、おそらく所管されている官庁は総務省であるということなので、問い合わせが来たと

きには、こういうのがあるという形でご案内いただければなど、これはお願いでございますので、よろしく願いいたします。

2. つきましては、特車の部分は、総務省の管轄外ということでございますけれども、もちろん国道に関しては、道路局が管轄でございます。実際に、国道と地方道につきましては、お互い調整をするために、一括して審査を受けているという実態がございます。その際には国道で運用されているオンライン申請許可システムが活用できているということでございます。

しかし、国道におきまして、今まさに重さ指定道路が充実化していることによりまして、この特殊車両の申請が必要なのが最後の枝葉の部分の地方道のみになってしまっているケースが多くなってきておりまして、この場合に、国道がかんでないから、国道が代理で受けられないというような課題が発生しております。

この場合に、前回の秋の要請のときに、道路局のほうからはシステム上できないわけではないけれども、地方道の申請や許可に関しては、地方の管轄であるからこちらからこのシステムをという形では進められないと。ただ、このシステムとして、地方自治体から共同でという形で要請があれば、それは別にできないことではないということでもありますので、ぜひそちらの地方のほうからなるような形で持っていただければという形でいただいているので、重ねてお願いするという次第でございます。

最後に、ここに書いていないことでもありますけれども、交通政策基本法が昨年成立いたしまして、今まさに交通政策基本計画が策定されようとしているのでありますけれども、物流という視点からのお願いでございます。

例えば、コンビニであるとか、その他、店舗などでも国民の生活に資するものというものは、何が運んでいるかというやはり最終的にはトラックでございます。実際にコンビニでも地方郊外に行けば駐車場はございますけれども、都市部におきましては、駐車場があまり見られないようなケースも現時点ではございまして、ただそこに運んでいく物はトラックでありますということで、ぜひまちづくりの観点から、まず店舗等々については駐車場というのを設置するようというのを推進していただきたいのと、どうしても、そういうところがないところ、現実にある店舗の中でも、どうみても駐車場がないような店舗もございますので、そういった場合には例えば警察等々と調整をされながら駐車マスのようなものを貨物の荷卸し専用、あるいはコンビニのATMの現金輸送車等々についても停められるようなスペースというのを確保することについて働きかけをしていただければと思います。

いずれにしても、交通政策基本計画というのは、まさに今議論されているものですので、ぜひともその部分のところのご配慮いただきたいということをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【要望】

3番目のデジタルディバイドの解消についてというところで、要望に対して今ご説明がございましたけれども、まさにその内容、2月26日ですか、予算委員会第2分科会の中で藤川政務官が答弁した内容をほぼ踏襲したご回答だったのかなと思います。ただ、藤川政務官が答弁いただいた中では、さらに突っ込んで船員の確保・育成のためにはデジタルディバイドの解消が重要だということにも触れていただいております。

また、船員行政を所管しております国交省とも連携するという形での、われわれとしては、非常にありがたい答弁いただいておりますので、今全く否定的な話はされていなくて、今後取り組みを進めていくというお答えもいただいておりますので、今後国交省との協力も含めて、いろいろお願いすることも出てくると思いますので、その際は一つよろしくお願ひしたいと思っております。

また、選挙権確保、選挙権行使の担保措置というところで、既に洋上投票制度という形で、もう制度としては確立されていて、今ご回答の中身については、まさにごもっともな話だと思います。ただ、実態として今、日本籍船とFOC船の割合がどうなっているか、また日本籍船であっても、日本人船員が乗っていない船も今は増えてきています。その中で、FOC船に乗っている日本人船員というのはかなり多いという状況。また、日本籍船であっても選挙者が2名しか乗っていない、2名船というのがかなり多いという状況の中で、制度はあるにせよ、なかなか使い勝手が悪いとか、使えない、行使ができないという状況があります。

もちろん、日本の国民として日本船員は、納税をはじめとする義務をしっかり果たしておりますし、ただ、もちろん日本の会社に雇用されて働いているわけですが、ただ、たまたまその時期にFOC船に乗船しているという勤務体系であるがために、国民の権利である投票ができないという実態がかなり見受けられているという状況の中で、今の制度を権利が正しく履行されるべく制度に改めていくということも、今後検討していきたいとわれわれは思っております。

ついでには、まさに所管しております総務省と今後いろいろ意見交換等をさせていただきながら、必要があれば法改正も必要になってくるかもしれませんし、今の制度の中で対応できる部分もあるかもしれません。そういうところを模索していくためにも、いろいろと今後意見交換等をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。